

## 第IV章 計画の推進

## 1. 健康増進に向けた取り組みの推進

### (1) 健康やえせ 21・食育推進計画の推進について

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを、国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

町民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む町にとっても、町民一人ひとりにとっても重要な課題です。したがって、健康増進施策を八重瀬町の重要な行政施策として位置づけ、「健康やえせ 21」の推進においては、町民の健康に関する各種指標を活用し、取り組みを推進していきます。

また、食育推進計画の推進においては、これまで関係課、関係機関が取り組んできた食育の取り組みをふまえた上で、充実と相互の連携を促進することにより、食育の推進を目指すものとします。

### (2) 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取り組みを進めるに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、健康増進法第6条で規定された健康増進事業実施者との連携が必要です。八重瀬町庁内における健康増進事業実施は、様々な部署にわたるため、庁内関係各課との連携を図ります。

また、町民の生涯を通じた健康の実現を目指し、町民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、医療機関、沖縄県南部保健所、八重瀬町社会福祉協議会、八重瀬町商工会などの構成団体等とも十分に連携を図りながら、関係機関、関係団体、行政等が協働して進めていきます。

#### ① 庁内の体制の充実

生涯にわたるライフステージに応じた途切れのない健康づくり及び食育支援に取り組む事ができるように庁舎内の情報共有や施策の確認を行います。また、食育推進計画に関しては、栄養教諭や各学校養護教諭と連携を図ります。

担当課：健康保険課、社会福祉課、児童家庭課、学校教育課、  
スポーツ振興課、農林水産課、生涯学習文化課

## ②地域活動団体の育成及び連携

母子保健推進員やスポーツ推進員、地域での健康づくり活動及び食育活動等の担い手となる地域活動団体への活動支援・育成を図り連携の強化に努めます。

担当課および関係団体：健康保険課、社会福祉課、スポーツ振興課、  
生涯学習文化課、八重瀬町社会福祉協議会、  
八重瀬町商工会

## ③外部専門機関との連携の強化

地域の医療機関や八重瀬町社会福祉協議会、沖縄県南部保健所等、情報を共有及び連携を図り、町民の生活習慣病予防や介護予防に努めます。また、町内の保育園・こども園・小中学校、八重瀬町商工会等と連携を図り食育の推進に取り組みます。

## ④計画の進捗状況の確認・評価

本計画が実効性のあるものにするために、定期的な計画の進捗状況の確認・評価を「八重瀬町健康づくり推進協議会」を活用し、外部評価を行います。

## 八重瀬町健康づくり推進協議会設置要綱

(令和2年1月8日告示第2号)

改正 令和5年2月10日告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、急激な少子高齢化が進む中で、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、町民の健康増進を図り、生活習慣病予防を重視した取り組みを推進するために、八重瀬町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、研究及び審議し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 健康づくり推進事業に関すること。
- (2) 保健事業及び組織の育成に関すること。
- (3) 健康増進計画に関すること。
- (4) その他健康増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 保健医療に関する業務に従事する者
- (3) 学校等関係団体の職員
- (4) 関係団体の代表又はその推薦を受けた者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第8条 第2条に規定する所掌事務について、事前に調査及び研究し、その内容を協議会に提起するため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、健康保険課長、社会福祉課長、児童家庭課長、農林水産課長、学校教育課長及びスポーツ振興課長をもって充てる。

(作業部会)

第9条 協議会に、やえせ健康21計画の素案の作成及び計画推進並びに見直し等に関する業務を行うため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康保険課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

#### 附 則 (令和5年2月10日告示第5号)

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

八重瀬町健康づくり推進協議会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	服部 真己	南部徳洲会病院	医療関係者 (医 師)
2	上原 暁子	沖縄県南部保健所 健康推進班	保健関係者 (管理栄養士)
3	外間 尚美	八重瀬町法人大伸福祉会 しらかわこども園 園長	保育園代表
4	嘉数 麻希乃	東風平給食センター	学校関係者 (学校栄養職員)
5	新里 司	八重瀬町商工会 事務局長	商工会代表
6	西平 守秀	白川ハイツ自治会 会長	地域関係者
7	仲村 辰彦	八重瀬町社会福祉協議会	福祉関係者
8	海江田 京美	沖縄県歯科衛生士会	保健関係者 (歯科衛生士)

【事務局】

健康保険課（保健センター） 宮元弘美 浅田睦未 末吉玲和